

総 括 調 査 票

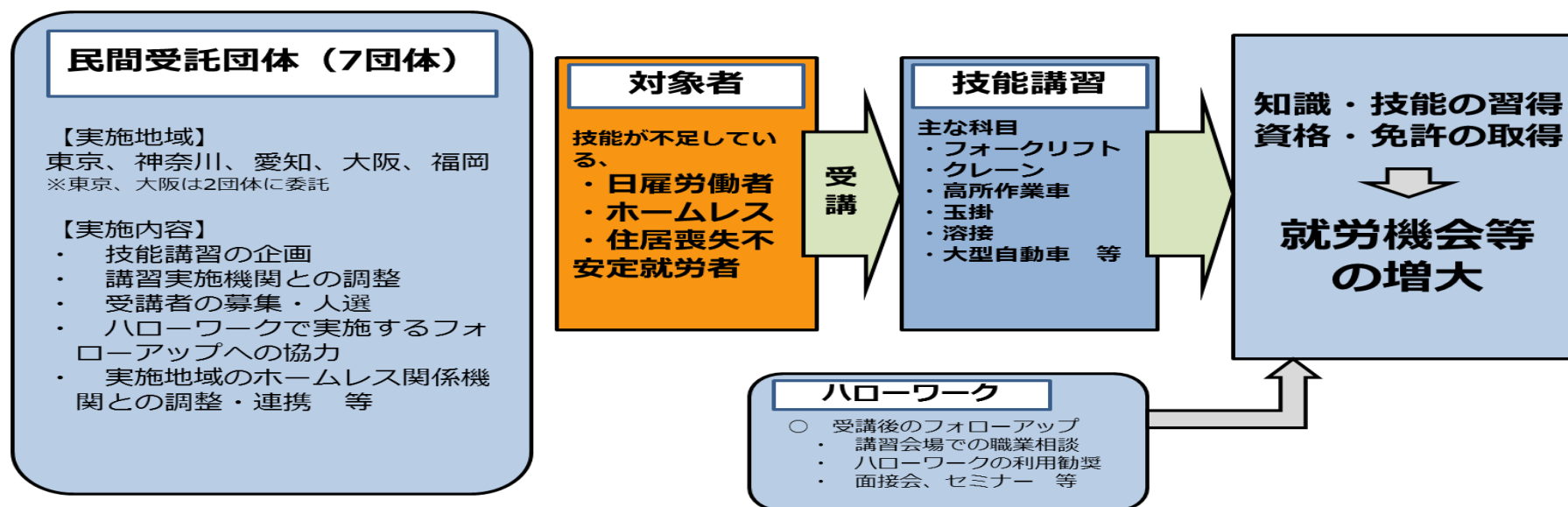
事案名	(26)日雇労働者等技能講習事業			調査対象 予算額	平成26年度：401百万円 平成25年度：410百万円		
所管	厚生労働省	組織	-	会計	労働保険特別会計（雇用勘定）	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	-

①調査事案の概要

<事案の概要>

日雇労働者、ホームレス及び住居喪失不安定就労者（以下、日雇労働者等と言う）の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な知識・技能の習得や資格・免許の取得等を目的として技能講習等を実施する。

具体的には日雇労働者等が集積する東京、神奈川、愛知、大阪、福岡の5地域で実施している。



総 括 調 査 票

事案名 (26) 日雇労働者等技能講習事業

②調査の視点

1. 雇用・就業率は適切に把握されているか

技能講習終了後の就業相談等において、就業率等を調査・分析しているか。

2. 技能講習の実施状況について

技能講習の選定にあたり、地域毎の企業の日雇労働者等に対する人材ニーズ・日雇労働者の雇用・就業ニーズ等を十分に調査・分析しているか。

3. 事業効果・事業規模等の検証について

実施地域における事業対象者（日雇労働者等）の推移、事業効果・対象地域等の検証を行っているか。

③調査結果及びその分析

1. 雇用・就業率は適切に把握されているか

本事業の目的は、講習により、就職に結びつけることであるが、「雇用・就業率」について、委託団体に確認したところ、ホームレスについては、ホームレス自立支援センターに確認し、把握している。一方、日雇労働者については、講習受講時に受講者にアンケートを渡し、講習終了後3か月後に回収することにより就業者数の調査を行っているものの、厚労省から未返信受講者に対しての、アンケート回収方針が指示されておらず、委託団体による回収努力が不十分であるため、就業率が6割程度しか把握できていないことから、受講者所在確認、電話による催促等の回収率向上に取り組むべきである。

2. 技能講習の実施状況について

(1) 事業主等の人材ニーズの把握について

委託7団体のうち、2団体は、事業所アンケートにより把握を行い、雇用・就業ニーズを整理し、翌年度のカリキュラムに反映させているが、他の委託団体は、公共職業安定所における求人情報の確認、事業主からの簡単な聞き取り程度である。

(2) 雇用・就業率の低い講習、定員割れの講習について

委託7団体に対して、3年間の雇用・就業率の低かった下位3講習、定員割れの大きい3講習の126講座について調査した結果、雇用・就業率の低かった、又は定員割れの講座であるにも関わらず、翌年度の実施を見合わせる等の設定の見直しを行わない団体が、5団体あった。

3. 事業効果・事業規模等の検証について

(1) 事業効果の向上について

本事業の講習終了後の就労支援を行う5労働局に、「講習修了者に対して、就労支援等のフォローアップを行ったか」調査したところ、2労働局は、未就職者全員にフォローアップを行っている。他方、残りの3労働局は、講習終了後の希望者のみに就労相談を行うに留まっていた。講習終了後の希望者のみに就労相談を行う労働局の所管の委託5団体のうち4団体において、3年間の雇用・就業率の低かった下位3講習において、「雇用・就業率」が0%という講座が多数存在していた。他方、未就職者全員にフォローアップを行っている労働局の所管の委託2団体においては、3年間の雇用・就業率の低かった下位3講習において、「雇用・就業率」の平均が45%、26%と「雇用・就業率」の底上げが図られていた。

(2) 実施地域の対象者の推移について

本事業の対象者である日雇労働者について、年々減少傾向であり、26年1月時点の「雇用保険事業月報」日雇労働者被保険者数を確認したところ、愛知、福岡は、この事業を行っていない京都府、兵庫県を下回っている。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 雇用・就業率は適切に把握されているか

適切な事業評価を行うためには、日雇労働者の就業率の正確な把握に努めるべきである。

2. 技能講習の実施状況について

講習の実施に当たっては、事業主等の人材ニーズ、日雇労働者等の雇用・就業ニーズを十分把握することが、重要である。

他方、雇用・就業率の実績等の検証を十分にを行い、「雇用・就業率」が継続的に低調な講習や定員割れの講習の取り止め等を行う必要がある。

3. 事業効果・事業規模等の検証について

「雇用・就業率」の向上のため、委託団体の所在地域を所管する労働局は、講習修了後の未就職者全員にフォローアップを行うべきである。

実施地域における事業対象者（日雇労働者等）が減少している状況を踏まえ、より効果的かつ効率的な事業実施のため、必要な見直しを行うべきである。